

繩上げ二月二十三日午後一時より中央俱樂部に開催、出張所側所長以下三十九名從業員側三十四名出席し、當局より合同問題の内容、合同後の從業員待遇問題等に關して説明したるに對し懇談會員より

- a、合同に當り手切打切り手當を支給すること
- b、共濟會の積立金十九萬六千圓を即時分配すること
- c、合同の際特別手當を支給すること
- d、各坑協議員招集

地元町村會議員選舉の爲合同反対運動は一時中止の状態であつたが、四月七日終了と共に再び從業員は合同問題を取扱はんとするに至つたので、出張所當局は四月十日午後二時各坑懇談會協議員二名宛招集し一般從業員に對して吉田

所長より左の通發表し一同之を諒承したので茲に本問題の解決を見たのである。

- a、合同の際解職手當金として打切計算を爲すことは就業繼續の方針に反するを以つて希望に應し難し
- b、退職手當金の基礎日額は現在の日額より低下せざる様方法を講ずる
- c、合同の際特別手當を支給する様取計ふこと
- d、共助會は存續し今後事業主の補助を得て一層救濟の途を講ずる
- e、合同後は事業擴張の見込にして勞働條件の低下することはなきものと認む
- f、共助會積立金分配問題

四月十一日臨時評議員會を開催し協議の上積立金の分配は不可能なるを以つて、合同の際酒肴料として左記金額